

諮問実施機関：滋賀県知事（土木交通部住宅課）

諮問日：平成 25 年 10 月 11 日（諮問第 82 号）

答申日：平成 26 年 10 月 9 日（答申第 74 号）

内容：「県営住宅指定管理者関係文書（定款等）」の公文書一部公開決定に対する異議申立て

答 申

第 1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、非公開とした指定管理者の定款を公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公文書公開請求

平成 25 年 7 月 31 日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、25 件の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

同年 8 月 9 日、実施機関は、対象となる公文書を特定し、その一部が非公開情報に該当すること、または不存在であることを理由として、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 異議申立て

同年 9 月 24 日、異議申立人は、本件処分の一部を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

4 異議申立書の補正

同年 12 月 11 日、異議申立人は、本件異議申立ての対象を次の文書 1 ないし文書 9 に係る処分とする異議申立書の補正を行った。

- ・文書 1 滋賀県営住宅管理センターの経営母体(日本管財株式会社)の定款

- ・文書2 滋賀県営住宅管理センターの経営母体(日本管財株式会社)の会社における「滋賀県営住宅管理センター長 ○○○」の「組織上の地位」、「職務内容」を示す文書
- ・文書3 滋賀県営住宅管理センターの経営母体(日本管財株式会社)の代表者の略歴を示す文書
- ・文書4 滋賀県営住宅管理センターの経営母体(日本管財株式会社)の就業規則を示す文書
- ・文書5 滋賀県営住宅管理センターの経営母体(日本管財株式会社)の文書規定を示す文書
- ・文書6 滋賀県営住宅管理センターが、前住宅管理人 ○○○○に作成・行使した最近の委嘱状
- ・文書7 滋賀県営住宅管理センターが、前住宅管理人 ○○○○に作成・行使した最初の委嘱状
- ・文書8 滋賀県営住宅管理センターが、前住宅管理人 ○○○○と最近に交わした業務委託内容を明らかにする文書
- ・文書9 地方公務員法第31条の規定および条例に基づき、前住宅管理人 ○○○○が行ったサービスの宣誓

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 異議申立ての趣旨

非公開とされた文書1および不存在とされた文書2ないし文書9の公開を求める。

2 異議申立ての理由

(1) 指定管理者の定款(文書1)の非公開について

非公開とされた定款は、法務局等に設置されており、利害関係者は誰でも閲覧を請求できるものであるため、実施機関の主張する非公開理由は正当なものとは認められない。

(2) 不存在とされた文書について

ア 文書2について

滋賀県営住宅管理センターのセンター長の身分は、特別職の地方公務員、憲法上の公務員であると考えられるため、実施機関は当該文書を申請書類の一部として保有しているはずである。

仮に、当該文書が存在しない場合には、滋賀県営住宅指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)に定められた事業計画書が、異議申立人が請求する文書を補完する

ものであると考えられるため、これを公開すべきである。

イ 文書3ないし文書5について

指定期間における管理料の総額は、7億1,880万円以内とするとされており、巨額の県民財産に関する事務を依頼する以上、申請書類として当該文書の提出を求めることは当然である。

仮に、当該文書が存在しない場合であっても、文書3については誓約書、代表者の身分証明書および役員名簿、文書4については募集要項に定められた事業計画書が、それぞれ異議申立人が請求する文書を補完するものであると考えられるため、これらを公開すべきである。

また、文書5については、滋賀県営住宅の管理運営に関する協定の第22条において、指定管理者が文書の管理に関する規程等を定める旨が規定されており、実施機関が当該文書は存在しないと述べたことは重大な虚偽である。

ウ 文書6ないし文書9について

住宅管理人は、滋賀県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定に基づき設置される者で、その身分は特別職の地方公務員、憲法上の公務員であり、当該文書は極めて重要なものであるため、存在しているはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 非公開理由について

(1) 指定管理者の定款（文書1）の条例第6条第2号ア該当性について

非公開とした日本管財株式会社の定款は、指定管理者指定申請書の提出書類の一つとして、実施機関が受理したものである。

株式会社に対する定款の閲覧請求については、会社法第31条の規定により、「その株主および債権者」ができることとされており、法務局においても利害関係者のみが閲覧できるものとされている。

よって、こうした情報を公にすれば、当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第6条第2号アに該当するものである。

(2) 対象公文書の不存在について

ア 文書2ないし文書5について

これらの文書は、指定管理者に提出を求めている文書ではないため、実施機関には存

在しないものである。

イ 文書6ないし文書9について

住宅管理人の委嘱については、滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則第20条第2項の規定により、指定管理者が行うこととしており、委嘱後に指定管理者から住宅管理人の報告がなされているが、委嘱状の写し等の送付は受けていない。

また、住宅管理人は地方公務員ではないため、サービスの宣誓に係る文書は作成されていない。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえたうえで以下のとおり判断する。

2 本件公開請求について

本件公開請求は、県営住宅に係る指定管理者の定款や就業規則、代表者の略歴を示す文書、住宅管理人への委嘱状など、県営住宅の指定管理に関連する文書の公開が求められたものである。

実施機関は、文書1についてはその全部を非公開とし、文書2ないし文書9については不存在であるとしているが、異議申立人はこれを不服として公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性を検討する。

なお、県営住宅の管理運営については、平成24年度から日本管財株式会社が指定管理者として指定されており、滋賀県営住宅管理センターは日本管財株式会社における組織上の一部門である。

3 本件処分の妥当性について

(1) 非公開部分の非公開情報該当性について

ア 条例第6条第2号アについて

条例第6条第2号アは、法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「おそれ」があるかどうかの判断にあたっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を要するものと解される。

イ 指定管理者の定款（文書1）の条例第6条第2号ア該当性について

実施機関は、会社法第31条の規定等を挙げ、株式会社の定款は誰もが閲覧できる情報ではないとして、これを公にすると、法人の正当な利益を害するおそれがあると主張している。

しかしながら、当審査会が確認したところ、日本管財株式会社は上場企業であり、その定款については、金融商品取引法第24条第6項および第25条第1項の規定に基づき公衆の閲覧に供されているものと認められる。

したがって、本件公開請求に対してこれを公にしても、日本管財株式会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えず、指定管理者の定款は、条例第6条第2号アに該当するものとは認められない。

(2) 対象公文書の不存在について

ア 文書2ないし文書5について

異議申立人は、これらの文書について、指定管理の申請にあたって実施機関に提出されているはずのものであると主張している。

しかしながら、当審査会が確認したところ、これらの文書は、募集要項に定められた申請にあたっての実施機関への「提出書類」には含まれていないものと認められる。

このことを踏まえれば、文書2ないし文書5の文書について、指定管理者から受け取っておらず保有していないとする実施機関の説明には、特段、不自然、不合理な点は認められない。

また、実施機関が当該文書を保有していると判断すべき具体的な事実や根拠も見当たらない。

なお、異議申立人は、具体的な文書名を挙げ、本件公開請求に対して他に公開されるべき文書が存在する旨の主張をしており、確かに、それらの文書は実施機関において保有されているものと認められる。

しかしながら、異議申立人が主張する文書が、本件公文書公開請求書に記載された請求の対象公文書であると考えすることは困難であると言わざるを得ず、実施機関における

対象公文書の特定が不適切であったとは言えない。

イ 文書6ないし文書9について

実施機関は、住宅管理人については、指定管理者が委嘱を行っており、委嘱状の写し等は受け取っていないと主張している。

確かに、滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則第20条第2項の規定により、指定管理者に管理業務を行わせる場合には、住宅管理人は指定管理者が委嘱することとされているものと認められる。

また、滋賀県営住宅管理業務仕様書においては、「住宅管理人の委嘱報告」が実施機関への報告事項として挙げられているところであるが、その方法については特段の規定はされておらず、実施機関は、住宅管理人のリストの提出によって当該報告を受けていると説明している。

これらのことを踏まえれば、文書6ないし文書9の文書について、指定管理者から受け取っておらず保有していないとする実施機関の説明には、特段、不自然、不合理な点は認められない。

また、実施機関が当該文書を保有していると判断すべき具体的な事実や根拠も見当たらない。

4 結論

異議申立人は、その他種々の主張を行っていることが認められるが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成25年10月11日	・実施機関から諮問を受けた。
平成25年11月14日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成25年12月11日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成26年6月4日 (第224回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成26年6月25日 (第225回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。

平成26年7月28日 (第226回審査会)	<ul style="list-style-type: none">・異議申立人から意見を聴取した。・事案の審議を行った。
平成26年8月25日 (第227回審査会)	<ul style="list-style-type: none">・事案の審議を行った。
平成26年9月22日 (第228回審査会)	<ul style="list-style-type: none">・答申案の審議を行った。